

○議長（大西慶治君） 日程第36 「一般質問」を行います。

通告の順に発言を許します。

ここでお断りを申し上げます。質問は通告のとおりとし、会議規則第56条の規定により質問及び答弁を含め、一人60分とし、内容の変更、追加、関連質問は原則として認めないこととします。

質問も答弁も要領よくお願いいたします。

通告順1番 山本勝征議員の一般質問を行いますので、山本議員は質問席へ移動してください。

（3番 山本勝征議員）

○議長（大西慶治君） それでは、通告順1番 山本勝征議員の発言を許可します。

山本議員。

○3番（山本勝征君） それでは、3月定例会の一般質問、議席番号3番の山本勝征が行いたいと思います。

今日は町長に2点ほどと、教育長に1点ほどの質問をしたいと、このように思っております。まず町長に、戸別所得補償制度についてということで質問したいと思います。

2009年8月30日の衆議院議員総選挙の結果、政権交代がありました。民主党のマニフェストに盛り込まれた農業者戸別所得補償制度が、2010年度から先行導入されております。

水田作を対象として、総額5618億円であり、同制度に参加するすべての米農家には、全国一律に定額補償1反あたり1万5000円が支払われます。対象農家は約180万戸とされています。2010年6月時点での申請では、130万戸を突破したとの報道でした。2010年の年末までに交付金の支払

いが行われるとのことですので、既に完了しているものと理解しております。
そこでこの制度に関することについて、町長に伺います。

一つは、制度の概要について。

二つ目は、本町の事業加入状況、面積等について。

三つ目に、本町の農家の農業経営や経済効果について伺います。

四つ目に、制度の導入は本町のような中山間地の農業を守るため、有効な手段と考えられるかどうか。

五つ目に、平成23年度は本格実施となりますが、本格実施となりますと、変更点があればその変更点について伺います。

六つ目に、平成23年度の農家への説明会について伺いたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、戸別所得補償制度につきまして、お答えをいたします。

1点目の制度の概要についてでございますが、この制度は販売価格が生産費を恒常的に下回っている農作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持すること目的に、国が進めている政策でございます。この戸別所得補償制度のモデル対策は、2本の大きな柱からなっております。その一つが米のモデル事業でございます。主食用米をつくっている農家に対して、主食用米の作付け面積、10aあたり1万5000円と、米価変動補てん交付金を直接支払いにより交付して、水田農業を担う農家の経営安定を図る政策です。

もう一つの柱が水田に主食用米ではなく、麦、大豆などや米粉用米、飼料用米といった自給率の向上に貢献する作物の生産を行う農家に対して、主食用米をつくった場合と同じ水準の所得が得られるよう、作物に応じた金額を直接支払いにより交付する自給率向上事業でございます。

ただし、この制度の対象は、「需給調整に参加している農家」いわゆる、転

作達成者が該当となります。また両事業においては、販売目的で生産する販売農家が対象でございます。

2点目の本町の事業加入状況、面積等についてでございますが、対象農家数805戸、水田面積が302haのうち、「米のモデル事業」は20戸でございまして、約7ha、「自給率向上事業」は24戸で、約4haでございまして、重複する農家もございますが、合わせて44戸で6%、面積で11ha、約4%の加入となっております。

3点目の農家経営や経済効果についてでございますが、本制度は農家の所得を補償する制度であります。当町の農家は大多数が販売農家ではなく、自家用の米や野菜を栽培している自給的農家であり、この事業による効果は他の市町に比較して低いものと判断をいたしております。

4点目の制度の導入によって、町の農業を守る有効な手段と考えられるのかということでございますが、3点目でもお答えをさせていただきましたが、農家1戸当たりの耕作面積が零細であり、この地域では農業を守る有効な手段であるとは考えにくいものでございます。現在取り組んでいただいております中山間地域直接支払い交付金や、農地・水・環境保全向上対策事業などを活用しながら、中山間地域の農業を総合的にとらえていかなければならないと考えております。

5点目の平成23年度からの本格実施に対しての変更点についてですが、従来の水田営農に加え、畑作でつくられる麦・大豆・そば等の戦略作物についても対象となりまして、畑作営農については「数量払い」「面積払い」が併用されます。

「数量払い」は指定作物に対して収量単価が設定されており、収穫量に対する補償となります。「面積払い」は前年度の生産面積に基づき交付をされるもので、10a当たり2万円と設定されております。そのほか戸別補償全体に対する加算措置として、戦略作物の品質に応じた加算や、農地の連担化に対する規模拡大加算、集落営農の法人化支援などの加算措置がとられる制度でござ

ざいます。

6点目の平成23年度の農家への説明会についてですが、東海農政局と日程を調整中です。説明会の日程が決定され次第、対象農家に対して前年度と同様に回覧による周知を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 山本議員。

○3番（山本勝征君） 再質問をさせていただきたいと思えます。

今、町長のほうから答弁いただきましたように、大変加入率というんですか申請率というんですか、低いということでございます。これ私もちょっと資料をいただいているんですけども、極端に大台町は低いですね。隣の大紀町は結構高いパーセントが出ております。それから松阪市の中で、それぞれの町村で水田農業推進協議会というのを立ち上げているようなんですが、松阪市の場合には飯高、飯南も別々に協議会を立ち上げておまして、これ見ますと飯高は1%、それから飯南は3%で、大台町は5%、今6%というようなお話でしたけども、5%というようなことで出ているようでございます。ほかはかなり高いというようなことで、この農政局なんか県なんかわかりませんが、資料が来ている中で、その加入率が高いというのは新制度へのいわゆる対応が早かったというんか、熱意があったというんか、そういう地域は加入率がわりあい高い傾向になっているというようなこと。

ただ大台町のような中山間地の場合には低い、調整が困難で加入率が低いというような傾向が出ているようでございます。大台町は低いということなんです、そして私の3番と4番目に質問、細部の質問の中で、そのいわゆる農家経営や経済効果についてはどうか、効果は低いであろうという町長のご答弁でございます。

それから、4番目におきましても、農業を守る有効な手段と考えられるかどうかということについても、余り考えられにくいと、零細農家が多いので考えられにくいという答弁でございます。私もそういう傾向は充分認識しているん

ですけども、この戸別所得補償制度で少しでも農家の収入を上げる、少しでも実入りをよくするというようなことからすれば、もう少し申請をしていただいて加入率を高めてもいいんじゃないかと、高くなってもいいんじゃないかと、こういうふうを考えている観点から質問させていただいたわけなんです。余りにも5%というのは、全県的にも低すぎへんかと、先ほども言いましたように、隣の大紀町あたりでもかなり段々畑というんですか、中山間地に近いところでも高い率で加入申請しているというようなことを考えれば、今言ったようなことを考えてもいいんじゃないかというふうに思っているわけなんです。

と言いますのは、ちょっと大台町と違いますけど、明和町とか多気町とかいう農家の方と、何人かとも話をしたんですけども、結構この制度はいいと、農家にとってはいい制度であるということを言っているわけなんです。実入りがよかったと、今年にもついても固定部分と変動部分ですか、この部分で結局反あたり3万1000円いただいたというようなことからすると、結構いい制度であるということが言っているわけなんです。条件的には違いますけども、そういうような点からしても、加入して少しでも実入りをよくするというようなことを農家が考えれば、私は申請して加入して、そういうようなものをいただければいいんじゃないかと思う。そうすると農家の収入所得も上がってくるんじゃないかと、こういうふうを考えているわけなんです。

担当さんとも5反を中心にいろいろ話をしたんですけど、反別5反がわかりやすいのでしたんですけど、5反ですと、5・4、2反は生産調整をせんならんと。そのうちの1反は自家用米として引かれると、そして残りの2反について、いわゆるその固定部分と変動部分の金が振り込まれると、こういうようなことになります。それで、いわゆるそれで同じように米をつくっておれば、加工米あたりにすると、加工米は今年はちょっと統計によって違うらしいですけど、1俵あたり6000円ぐらいすると、JAのほうで聞くと6000円ぐらいであると、そうすると8俵ぐらいで1反あたり4万8000円、2反で10万円近い金なると、そういうようなことを考えると、米をつくって加工米とし

て申請すれば、そういうような金が入ってくるというような点からしても、申請しても損はないんじゃないかと、こういうふうに考えているわけなんです。そういうような点からですね、もう少し大台町の農家の皆さんも勉強して、研究してというんですか、この申請をすればよかったんじゃないかと、こういうふうに考えておりますので、その辺のところもう一度町長に、これから平成23年度について、説明会があればこの放送を聞いていただいて、もっと説明会にも行って申請もしてもらえればいいんじゃないかと、こういうふうに考えているわけなんです。農家の所得収入を上げるという点、少しでもお金をいただいて、農業をしていくという観点に立ってすればいいんじゃないかということで、説明会これからあるということでございますので、そういうようなことをもちろん農家自身の問題にもなりますけども、考えていけば少しでも実入りはよくなると、こういうようなことを思っていますので、そのようなことについて、もう一度町長に今後のことであるとか、私今話したことについて、答弁を考え方を聞きたいと、このように思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） ありがとうございます。

担当のほうもこの件については、当初から国あるいは県等の説明も聞いて、少しでも加入するよというふうなことで、啓発にも努めてきたところでもございますし、また農業委員会等でもそのような説明もさせていただく中で、対応してきたところでもございます。ただ転作が必要というふうなことでもございまして、まず40%やっっていないきゃならんと、こういうふうなことで、多くやっただいてる人もおりますし、またその40%に達しないというふうな農家もあつたり、受ける受けられないというふうな方も中にはあるようでもございます。

しかし、その40%を超えておるということは、まず前提条件ではございませけれども、そういったようなことも踏まえながら、少しでもその所得が上がる、収入が上がってくるというふうなことの中で、しっかりともう少し啓発は

していかないかなのかなというように思います。そういう意味で広報なりあるいは行政無線で啓発をすとかいうようなことで、少しずつ意識を変えていただくとか、あるいはその説明会にも来ていただくとか、そういった努力は当然行政としても必要なことでもございますので、十分にそこら辺も踏まえながら、今後しっかり対応してまいりたいと思います。

この国のほうの東海農政局ですね、ここと日程調整中でございます。決まりましたら、昨年加入していた人のみならず、多くの方々にしっかり連絡をさせていただく中で、少しでも多く参加をしていただけるような形で対応してまいりたいというふうに思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 山本議員。

○3番（山本勝征君） じゃ続きまして、2問目の問題に入りたいと思います。二つ目は、農山漁村の6次産業化についてということで、質問をしたいと思ひます。

近年、農業は専業農家の減少、後継者不足など、取り巻く状況は年々厳しくなっております。中山間地においては、過疎高齢化のため休耕地、荒れ地等が増加、農地の維持がままならない状況であります。また地域の活力が乏しくなり、都市部とは格差がだんだん大きくなるばかりです。農業や漁業は産業分野では、第1次産業に分類されると理解しております。地域や農業の活性化をといったことから、6次産業化といったことが、マスコミにも取り上げられ、注目度が高くなりつつあります。

農水省は、昨年11月に成立した6次産業化法の施行日を3月1日とするという報道もありました。ですが、新聞等によりますと、3月1日に施行されたという報道もちゃんとありました。そこで次のことについて伺いたいと思ひます。

一つ、6次産業化とはどういうことなのか。

二つ目、本町の6次産業化されたものに、2、3例示いただきたいと思ひます。

三つ目は、地域の産業や経済の効果について、伺いたいと思います。

四つ目は、本町における6次産業化の促進について、伺います。

五つ目は、経済的な支援制度について、資金支援もあるというふうに聞いておりますので、このことについて伺いたい、このように思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは農山漁村の6次産業化について、お答えいたします。

まず1点目の農山漁村の6次産業化とはについてでございますが、6次産業とは農畜産物、水産物等の1次産業としての生産だけでなく、第2次産業としての食品加工、第3次産業としての流通販売にも、農業者が主体的かつ総合的に関わることによりまして、加工費や流通マージンなどの、今まで第2次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって、農業を活性化させようというものでございます。

その支援対策として、「基幹対策」と「市場拡大対策」の二つの対策があり、基幹対策では農林漁業者の加工販売への取り組み促進に対する支援と、農山漁村に由来する資源の活用促進に対する支援がございまして。また市場拡大対策では、国内市場活性化に対する支援と、海外市場開拓支援がございまして。これらの支援を活用しながら、農山漁村における雇用の確保と所得の向上、国産品の需要拡大と自給率の向上を図るものでございます。

2点目の本町での6次産業化の取り組みについてでございますが、まずはお茶が上げられると思いますし、また水の製造販売も上げられるだろうと思います。そして浦谷地区では、これまで自家用として栽培をしておりました柚子を加工し、「柚子コショウ」として商品化し、長ケ地区では地域でつくった餅米を加工し、「ないしょ餅」や「あられ」などの商品化を行い、道の駅などで販売しております。

また宮川漁協が鮎を養殖し、鮎料理を清流茶屋で提供していると、こういうことが一つの事例として上げられるだろうと思います。

そのほかには、宮川森林組合で取り組んでおります地域性苗木の生産販売なども6次産業の一環であると考えております。

3点目の地域の産業や経済への効果についてですが、これまでは第1次産業製造者、加工業者、販売者という流れで、それぞれが役割を担ってきましたが、6次産業化の取り組みでは、農業者を中心として1次産業の担い手である農業者が、2次、3次産業に進出するだけでなく、建設業、観光業などの2次、3次産業の企業が、1次産業に進出するケースも考えられます。6次産業の担い手、それぞれが競争意識を持って、地域資源の高付加価値化などに向けて努力する、そうした中で異業種間の連携が始まり、これまでと違った視点による新たな商品開発などが期待できると考えます。またそこから新たな市場開拓につながり、経済効果はさらに高まる可能性が大きくなるのではないかと考えているところであります。

4点目の6次産業化の促進についてでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、町においても6次産業の取り組みが行われてきておりますが、十分ではないと思います。町にはお茶を始めしいたけ、野菜、水など自然環境に恵まれた地域資源が数多くありますが、まだまだ生かしきれていない部分もございます。食物の安全安心を求める国民のニーズがある中で、この豊かな地域資源を生産、加工、販売していくことにより、雇用も生まれ地域も活性化していくものと期待をしております。そのためには例えば1次産業で生産者が加工販売といった従来は参加してなかった、2次、3次産業にも進出するなど、6次産業の担い手それぞれが新たな分野に参画、あるいは連携することによりまして、地域資源の高付加価値化等に取り組んでいただく必要があると考えております。

町といたしましても、こうした意欲のある町民の皆様に対しましては、国の支援制度や県の産業支援制度等を活用しまして、専門のアドバイザーを派遣するなど、6次産業への取り組みを支援してまいりたいと考えております。

5点目の経済的な支援制度についてでございますが、対象者は農林漁業者が

行うもので、ソフト面の支援メニューとしては、総合的なサポートを行う人材、体制の確立支援、交流会、技術研修会等の支援、新商品開発や販路開拓、知的財産権の取得に関する情報提供、農林水産物・食品の地域ブランド化の取り組み支援などがございまして、それぞれ内容により国の補助を直接受けることができるわけであります。

またハード面では、加工販売施設や農林漁業用機械施設の整備に対する国の補助制度が創設されております。そのほかには無利子融資制度や、短期運転資金、新スーパーSでございませうか、この貸し付けなどがございませう。町にとって小規模でも多くの6次産業が生まれることにより、雇用の確保と所得の向上につながり、農山村の活性化につながるものと考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（大西慶治君） 山本議員。

○3番（山本勝征君） 6次産業というのは、生産、加工、流通ていうんですか、販売ていうんですか、これを一環してやるていうようなご答弁がありました。6次ていうのを調べてみたら、農業は1次であると、加工は2次であると、流通ですか、これは3次、1+2+3で6になるもので、6次産業化ていうこと、東京大学のちょっと教授の名前は忘れたんか、提案したそうですね。それから6次産業化ていうのが言われるようになったと。一貫した作り方、生産の仕方、加工の仕方、売り方ていうことで出たようてございませう。

それはともかくとしまして、農村ていうんですか、山村ていうんですか、私たちの住んでるところは、私の考えですけれども、衣食住、これを兼ね備えた地域は、人間が生きるに必要なものをほとんどすべて提供してていうような地域だていうんです。食はもちろん、それから住、山林から木が出てきますから、ていうような点。それから、生きていくのに最も大事な空気であるとか、水の浄化、これも農村ていうんですか、我々の住んでていうところで、浄化したりそれを提供してていうことが多い地域だていうんです。だから、農村、山村に住んで生産農業をやったり、そしてそれを加工したり売ったりするていう

ことに、私は誇りを持ってやりたいし、やってほしいと、こういうようなことを思っているわけなんです、常々思っているわけなんですけれども、その農村こういうような地域の特色を生かして地域を活性化したり、あるいは農業を活性化したり、あるいは加工や流通に関わっている人たちの活力を生み出していく。こういうようなことを後押ししていただくのが、行政の大きな仕事でもあるというふうには考えているし、思っているわけなんですよね。

それで、町長の先ほどのご答弁でありましたように、お茶であるとか水の製造であるとか、宮川漁協のいろいろなことやっていることであるとか、宮川森林組合の苗木ですか、こういうようなことも含めて、やはりそれぞれのところの収入にもあがるし、町の活性化にもなるし、そして雇用も場合によっては生んでいくと、生んでいると、こういうようなことになりますので、6次化をするということにつきましては、私は一生懸命で町としても促進して行ってほしいと、こういうようなことを考えているわけなんです。

で、4番目で本町における6次産業化の促進についてどうやということをお聞きましたら、町長の答弁では十分生かしきれていないというようなご答弁もありました。しかしさっき言ったような観点からしましても、十分生かしきっていただいて、そして、町の活性化なり地域の活性化なり、農業者の励みになるような6次産業化というものをやっていていただきたいと、こういうふうに考えているわけなんです。

先ほどの農業者の戸別所得補償制度においても、十分農地や地域を生かしきれない部分もあるし、低落しているという部分もあるわけなんですから、農業者がつくった米を、あるいはしいたけを、あるいはフキを、あるいはその他のものを道の駅なんかでどんどん売っていただくような方策も取っていただければ、これまたいいことになるわけですから、そういうような点で、6次化をもうどんどん進めていく、促進するということが大事なことでもありますので、そういうようなことを、十分生かしていただくように、町行政としても考えていただきたいと、こういうように思っているわけなんです。町の自立促進、ごめ

んなさい、過疎地域自立促進法の農業部門のところでも見てみましたら、その対策で6次化の促進をするということは、問題解決として6次化をするということをやちゃんと上げているわけなんです。そういうような点からしましても、私はもう少し6次化ということについて、大台町は熱を入れてもいいんじゃないかと、こういうふうに思います。

お茶にしましても、お茶をつくって加工まではいいけども、そのなかなか三つ目の流通販売、これがなかなかうまくいかないんだと思うんです。だからお茶農家は苦しんでいると。だからそれが6次化の中で、生産、加工、流通がスムーズにいけば、お茶農家あたりも元気が出てくるんじゃないか、こういうようなことを考えておりますので、もう少し力を入れていただいて、いろいろな制度を利用して、農家や意欲のある方たちにアドバイスを、支援をしていただきたいと、こういうふうに思うわけなんです。

平成23年度の国の予算の中でも、6次化法に130億円ぐらい組まれたという項目がございます。まだ国の予算はどうなるかわかりませんが、そういうようなことで、国もかなりこれに力を入れて、農山漁村の活性化、地域の活性化、関わっている人たちの意欲を引き出そうとしておりますので、町としてもこういうような観点からしっかりやっていただきたいと、その6次化のなかなか実現というんですか、実践というのは難しいと思いますけども、もっとも力を入れていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、再度町長のその元気ある、まだまだ町長は若々しいですし、回転も早いと思っておりますので、そういうような点から元気のあるご答弁をお願いできればと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） ありがとうございます。

大変いいご質問を頂戴をいたしまして、本当にありがたく思っております。この今までは本当に生産だけやったんですね。木でも山から切り出して、そのまま市場へ持っていく、素材のまんまで出していくという、そういう状況がず

っとこれまで続いてきておりました。片や飯南のほうの谷は、製材業者が50数社、家庭内で家族、従業員も含めながら、50数社が点在して、柱とか板とかいろいろな形に加工して、付加価値をつけて販売してきたという、こちらの谷は素材だけ出してきたという、そういう経緯があったのかなと思うんですね。昭和45年ごろの減反政策が出てきたころに、当時の旧宮川村でも、やはりそれだけではやっぱりいかんよなど、転作をするんやったら、その転作作物を利用して何か加工していくというふうなことも大事やわなというようなことで、今の宮川物産の元ができていた。昭和48年にできてきたんですが、そのころで1次と2次と足して2で割って、1.5次産業と言われるような、そういう位置づけがあって、それなりに従業員も雇いながら、就業機会の確保というようなことでの走りが一つの芽生えが出てきた部分があったのかなと思います。

そういうことで、この6次産業というのは、本当に私もピンときたんですけども、いわゆるこれまでの流通経路というものをショートカットして、すべて自分たちで生産し値段もつけて、より安く安全なものを提供していきましょと、そういうようなスタイルができてくると、これすばらしい話やなというふうに思っております。

そういうことで、それは一つは制度利用もさせていただかんらんとするんですけども、やはり携わっていただく方の収入の確保ですね、そしてまた就業機会の確保にもつながる。やがては生きがいとかですね、あるいは健康づくりにもつながっていく。そしたら地域がどんどん活性化してくるという、本当にすばらしい方策があるのかなというふうに思っております。

そういうことで、何とかしていかないかんという思いは、当然あるわけです。ただ汗のかき方なんですけれども、行政ばかりが汗をかいておってもあきませんので、そういった農業者の皆さん、農林漁業者の皆さんが、やはり一緒に汗をかいていただいて、そしてまたリスクも負ってやっていこうと、こういうことが大事やないかなと思うんですね。昭和55年当時、また旧宮川の話で申しわけないんですけども、グリーンアスパラを栽培しようというようなこ

とで、これはいわゆる四国が出てくる。そのうちに三重からして、その後で長野、北海道が出てくる。長野・北海道が出てきたら、大規模ですんで、値段が崩れてしまうというようなことで、その前に出す必要があるというようなことで、いろいろ作戦を組みながら、山村振興事業でもものすごく手掛けたことがございます。もうコンベアつくったり、冷蔵庫へ入れたり、あるいは印刷もしてやって、数ヘクターたんぼのところを割って、かかった経緯がございます。

2、3年でアウトになっていったんですけども、そういうような価格の変動がいろいろある中で潰れていく部分もあるわけなんですけれども、一貫してそういうことは、私は当然やっていかないかなと思うんですね。そこでやはり担当職員も含めて、先生先ほど言われた熱意というんですかね、これが大事やと思うんですね。こういうものを一つどんどん入り込んでいく、そしてまたそれが地域をつくっていくんだというようなことでございまして、この間も健康ほけん課長と話をしておったんですが、健康というこの最終的な目標達成をしようと思えば、何も健康ほけん課だけがかかわって、健康づくりやらないかん、病気治したらいいんだと、それだけやなしに、教育委員会の体力づくりとか運動とか、体協なんかもまくりながら健康づくり、片や産業課のほうでもいろいろな生産物をつくりながら、生きがいつくりとか、健康づくりとか、そういうのもつながっていくやろ、それは言うたら最終的な健康なんやという、そういう部分ということでも非常に大事なことやないかということ、話をさせてもらったことがあるんですけども、そういう思いも私も十分に持っておりますんで、今後の課長のほうもそこら辺は十分理解はしていると思うんですが、そういうようなことも含めながら、きちんと対応してかないかなということをおもっております。

幸いこれ国のほうの6次化法というのができてきておりますし、予算化もこれはそのように対応はできているわけでもございます。これはなるかならんかまだわかりませんが、そういう状況でもございますので、しっかりと対応していかないかなというふうに思っておりますんで、そのことだけお伝えさせ

ていただきたいと思います。

○3番（山本勝征君） それじゃ3点目に移りたいと思います。

小学校5、6年生の外国語教育、外国語活動と正式には言うようですけども、わかりやすく教育、英語の必修化について伺いたいと思います。

平成23年度から、小学校5、6年生の外国語教育が必修となります。世界各国においても、小学校段階から外国語教育が盛んに行われているようでございます。それが状況のようですが、日本でも導入するについては、賛否両論あり、長年議論されてきました。2年間の小学校での試行を経まして、すべての小学校5、6年生で、英語教育が必修として行われることとなります。そこで次のことについて教育長に伺いたいと思います。

1番目に、なぜ必修化されたのか。

二つ目は、授業の内容、授業の時数、授業の担当等について伺いたいと思います。

三つ目は、本町の外国語教育の必修化への対応について伺います。

四つ目は、課題は何なのか、伺いたいと思います。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 山本議員の第3問目の質問にお答えいたします。

まず第1点目の外国語教育が必修化されたのかということでございます。小学校の英語教育なぜと言いましても、先ほど議員が申されましたように、呼称のほうは外国語活動というふうになってございます。この必修化につきまして、やはり国の英語教育政策が大きく関わっております。

わが国の英語教育政策が、どのように立てられているかと申しますと、現在の日本の英語教育は、平成14年7月に「英語が使える日本人」の育成のため戦略構想が文部科学省より発表され、それに基づきまして、平成15年3月に英語が使える日本人の育成のための行動計画が策定されました。そしてこの行動計画に沿って改革が進められております。

この中で示されている最終目標が、大学を卒業したら仕事で英語が使える、

こういう人材の育成でございます。政治経済はもとより、現在の日本ではさまざまや分野・領域で世界の国々と深く関係し合っておりまして、今後もより一層、多くの分野で世界の人々のコミュニケーションができる人材が必要になってきております。

現在多くの国では、英語教育は国の施策の一つとして考えられていますが、日本でも専門分野に必要な英語力や国際社会で活躍する人材に求められる英語力を身につけた人材育成は、国家的な課題であるとして、行動計画が立てられました。最近の新聞にもございましたけれども、日本のある衣料メーカーでは社内の公用語の英語にするという方針を明示したとありました。英語力のある人材を必要とする企業が、今後ますます増加してくるのではないかと考えております。

先ほど述べました大学卒業段階での目標に向かって、高校、中学校さらに小学校で段階的に教育を進めていくことが求められています。行動計画の中では、中学校卒業段階で「英語検定3級程度」、これは身近な話題について、平易なコミュニケーションができるレベル。それから高校卒業段階で、「英語検定準2級から2級程度」、こちらのほうは日常的な話題について、通常のコミュニケーションができるレベルが目標として掲げられてございます。いずれも卒業者の平均値でございます。

このため、平成24年度より中学校では、各学年週1時間授業がふえますし、高校では平成25年度から英語の科目が再編される予定がありまして、中学校、高校の英語教育を強化していく方向が強く打ち出されております。このように中学校では英語の基礎力を、高校ではこれを発展させて、通常のコミュニケーションに困らない英語力を、そして大学では専門領域の高度な英語力を身につけさせるという流れの中で、小学校の外国語活動が必修されてまいりました。

第2点目の授業内容、授業時数、授業の担当者等についてでございますが、まずおさえておきたいのは、この小学校の「外国語活動」は、国語・算数・体育などという教科ではございません。教科ではありませんので、教科書や英語

の教員免許も必要ないということになります。また評価のほうも、ほかの教科のように数値で行うのではなくて、文書表記するようになってございます。

小学校の外国語活動には、どのような役割が求められているかと申しますと、新しい学習指導要領によれば、その目標に外国語を通じて言語や文化について、体験的に理解を深め積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うとあります。

この目標から言えますことは、いわゆる勉強は中学生になってからでよいので、小学生のうちには生の体験を積むことが大切であるということでございます。自分の気持ちや意見をしっかりと他の人に伝え、他の人の考えをきちんと理解しようという意欲を育てることこそが、言葉を学ぶ上では何よりも大切であるとする考えでございます。あくまでも外国語に慣れ親しむのであって、小学校段階では音声や表現を正確に覚えることを求めるものではないこと。そもそも知識を付けること自体が求められていないという確認しておく必要がございます。

小学校における外国語活動は、外国語活動のイメージでございますけれども、黒板に向かって着席して静かに話を聞く姿でも、ドリルに取り組んでいる姿でもなく、子どもたちが教室で間違いなどを気にすることなく、英語を口にしながら楽しくコミュニケーション活動に取り組んでいる姿でございます。そして、このような子どもたちが臆することなく言葉を使って、やり取りすることこそコミュニケーション能力の素地にほかならないと考えます。

小学校の外国語活動は5、6年生で行いますが、授業時数は各学年、年間35時間、週1時間となっております。授業内容については、英語を聞いたり話したりすることに慣れ親しむことが中心となります。先ほども申しましたが、教科書はございません。しかしそれでは、専門の勉強をしたことがない小学校の先生では難しいだろうということと。目標や内容を統一するために、文部科学省は「英語ノート」を作成し、これを配布して一定の授業ができるようにして

います。各小学校でもこの英語ノートを活用しております。授業は、5、6年生のそれぞれの担任が行うことになっております。

第3点目の本町の外国語教育の必修化への対応についてでございますが、この外国語の授業につきましては、議員先ほどおっしゃられましたように、平成21年度から移行措置に入っております、各小学校ではもう既に取り組んできております。

そこで、教育委員会といたしましては、昨年度でございますけれども、「新学習指導要領」外国語活動の内容の取り扱いの項に、「授業の実施にあたっては、ネイティブ・スピーカーの活用につとめる」とあります。ネイティブ・スピーカーといいますのは、幼児期からその言語ですね、英語であれば英語を話した人ということになりますけれども、その各小学校の取り組みは週2時間でございますので、本町には国際交流員、教育委員会のほうにおりますので、そのC I Rを派遣し英会話などの活動に、生の英語に触れる取り組みをしてございます。

また小学校の教員で、中学校等の英語の教員免許を持っているものは、ほとんどおりません。ですので、小学校の教員の英会話能力の向上を目指して、国際交流員による英会話教室等も実施していきたいと考えております。既に取り組んでいる学校もあるのですが、できていない学校もありますので、足並みをそろえて取り組んでいきたいと考えております。

第4点目の課題についてでございますが、課題の一つは小学校の教員の指導力の向上でございます。先日の新聞に全国の小学校教員の68%は外国語活動の指導に自信がなく、62%が負担を感じているという調査結果の記事が載せられておりました。小学校の教員の免許をとる時に、英語教育は想定されておられませんので、今の小学校の免許を持っている教員の多くは、そのような教育を受けてございません。あくまでも一般教養で英語を学習することはあっても、専門的な教育は受けておりませんので、そのためにも個々の教師の英語力を高める必要があるかと考えております。

それとともに、現在教材として英語ノートを利用してございますけども、さらに教材を整備していく必要があるかと存じます。

二つ目は小学校の外国語活動で、子どもたちは楽しくコミュニケーション活動に取り組んでいますが、中学校になると平成24年度から週3時間の学習が、週4時間となります。新指導要領の外国語編によりますと、実際に言語を使用して、互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動において、活用することが重要であるとしておりますが、頭で理解するだけでなく、使いこなせるようにすることが、やはり中学校でも求められています。

しかし中学校では、今までのように読むとか、書くの学習がございます。そのために小学校から中学校へのつながりがうまくいくように図っていかねばならないと考えております。そのために来年度から考えております、小中連携教育推進事業と、それを活用しまして、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 山本議員。

○3番（山本勝征君） 残り時間が少なくなってきましたんで、なってきたんですが、ちょっと二次質問させていただきたいと思います。教育長も言われましたように、その担当する教員は担任がするというので、当然担任は、小学校の先生方は英語の免許を持ってませんし、英語の専門的な教育をしたわけでもないわけですね。その人たちが教えなければならない。これはかなり負担になると思うんです。楽しみながらということでもいいというような、文法とか、それから作文とか、そういうようなものを教えるわけではないんですけども、やはりそれでも負担になるというふうに思います。

結局教員の研修ですね、誰が担当するかわからんわけですから、研修をしていくということが、非常に大事だと思うんですよ。教員というのはやっぱり子どもたちに、あるいは児童生徒に教えながら、自分が勉強していく。その部分がたくさんあるわけです。特に新しい教科をやる場合には、教材勉強もします

けども、子どもたちに教えながら、自分が勉強していくという部分が、本当にたくさんあるわけなんです。だからそういう点で、これから先生方は一生懸命教えながら勉強していくんだと思うんです。それで自信を持ってくると思うんですけれども、やはり担任教員、小学校の教員の研修をどういうふうにしていくか。町独自でできないものなのかどうか。三重県ではどういうふうに、文科省ですね、これは研修そのものをどういうふうに考えておるのか、1点お聞きしたいとこのように思います。

それとですね、担任だけじゃなくして、ALTとか、CRIっていうんですか、CIRですか、の方がみえるんですが、これだけではなかなか補助的に間に合わない時間的にこれは間に合わないんじゃないかと思しますので、使っても。そこでちょっと町独自で、教育委員会の特色づけで私は町内に英語の得意な人とか、英語の免許を持った人とか、そういうような方が何人かみえると思いますので、そういうような人たちを支援員というんか、そういうようなこと、町独自でつけてTTでやるというような方法はないんかどうか。そういうような考え方はどうなんか、教育長にその2点だけ聞きたいと思います。

というのは、余り自信のない先生方に教えてもらうというのは、子どもたちにも負担になると思うんですよ、結局は。

教員にも負担になるけれども、子どもたちにも負担になるということが出てくると思いますので、子どもたちに負担をかけないというような点からも、その2点だけ、ほかにも幾つか話の中であるんですけれども、その2点だけ残りの時間で答弁してください。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） まず1点目の研修についてでございますが、文科省までいきますと、全国の研修になりますが、県の方でも総合教育センターを中心に小学校教員の外国語活動への研修という、こういうプログラムを組んでございます。

それから、町のほうにしましては、先ほども申しましたけれども、小中連携

教育を来年から進めさせていただこうと考えておりまして、その中で中学校の数も小さい学校ばかりになってきまして、その教員が一つの学校に一つの教科しか教員がいないと、横のつながりもないんですので、縦だけじゃなくって、横のつながりも含める中で、中学校の英語教員と小学校で英語を担当する担任の方との交流というんですかね、そういうのを含めながら、ちょっと研修のようなものをしていきたいと考えています。

本年度も既に外国語活動に関しての授業研究に取り組んでもらっている学校もごございます。校長会等で話を聞かせていただくと、そうすると担任が授業をしながら、そこにC I R、国際交流員が入ってやっていくという形で、実際にもう既に取り組んでいただいております、そういう形でうまく今のところはいっているのではないかと、各学校の様子を聞かせてもらっても、これといった今問題は聞かせてもらってございません。

それから、先ほど申されましたA L T、C I Rについてでございますけども、各週1時間でございますので、4校の小学校、1日2時間あれば行けますので、今C I Rがすべての小学校に担任と一緒に入って、T Tで授業というか、外国語活動に取り組んでございます。ゆくゆく先ほど申されました英語の得意な方々、今大台町にも学習支援員で、フィリピンからお子様が入ってきてもらっていますので、横についてそれこそ本当に同時通訳のような形で、英語を操ってみえる方もございますので、そういう方が恐らく町内にも何人もみえると思います。ゆくゆくそういう方にも参加していただけるような、また方法も考えていかなきゃならんのかなとは考えてございます。

それから、A L T、C I Rなんですけども、A L Tと申しますのは、もともとは日本語がしゃべれない英語教員、C I Rは国際交流員でして、日本語が堪能であって、日本語の文章を英語になおすというような形、文科省のほうでもA L Tの活用という形で書かれてはおるんですけども、実際小学校へ打ち合わせをすると、小学校の先生、英語をしゃべれる方が本当にないので、それこそC I R、国際交流員の方の日本語の堪能な方と、打ち合わせをしながら

らしていくのがベストかなと今思っ、国際交流員の方に入っただいてお
ります。また今後、研修について、あるいは支援員の方ですね、今後また検討
していきたいと考えますので、よろしくお願ひします。

○3番（山本勝征君） 終わります。

○議長（大西慶治君） 山本勝征議員の一般質問が終了しました。

○議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は2時40分とします。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。